

国立吉備青少年自然の家マスコット使用取扱規程

平成31年2月19日

所長裁定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立吉備青少年自然の家（以下「自然の家」という。）のマスコット「～やんちゃっこ～ウーリー」（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申請)

第2条 マスコットを使用しようとする者は、マスコット使用許可申請書（別紙様式1）に、必要事項を記入の上、自然の家所長（以下「所長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第3条 所長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認するものとする。

- (1) 自然の家の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) マスコットを承認された内容に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援もしくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、所長がマスコットの使用について不適当と認めるとき。

2 前項の承認は、マスコット使用承認書（別紙様式2）をもって行うものとする。非承認は、マスコット使用非承認書（別紙様式3）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は無償とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、所長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 色、形状、縦横比を変更せずに使用すること。ただし、拡大・縮小、回転・反転、

白黒印刷で利用することは差し支えないこととする。

(4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難なものについては、その画像データ等をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更申請)

第6条 マスコットの使用承認後に、承認された内容について変更しようとするときは、速やかにマスコット使用変更申請書（別紙様式4）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、マスコット使用承認書をもって行う。

(承認の取消し)

第7条 所長は、マスコットの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、所長はその責を負わない。

2 前項の承認の取消しは、マスコット使用承認取消書（別紙様式5）をもって行うものとする。

(事務)

第8条 マスコット使用にかかる事務は、総務・管理係が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、マスコットに関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この規程は、平成31年2月19日から施行する。